



高知県 早明浦ダム
(公財)高知県観光コンベンション協会提供

ジャンル 河川

5-1

早明浦ダムの建設①

日本有数の暴れ川を、ダム建設で有効な水資源に

早明浦ダムの建設には
長い時間と四国4県の人たちの理解と協力があつたんだよ。



1. 可能性を秘めた暴れ川

吉野川は、石鎚山脈の瓶ヶ森^{かめがもり}が水源で、讃岐山脈、石鎚山脈が連なる四国の分水嶺を西から東に流れます。山脈の南域は、我が国有数の多雨地帯。吉野川はここで豊かな水をたたえ、徳島平野を経て紀伊水道に注ぎます。幹線水路延長は194km、流域面積は四国の総面積の2割に相たる3750km²もある、四国最大の川です。

早明浦ダムは、その吉野川の上流、高知県の土佐町と本山町にまたがって建っています。高さ106m、幅は400mあり、約2億6900万m³もの有効貯水容量を誇る日本有数の巨大ダムです。テレビニュースなどで、毎日「早明浦ダムの貯水率」が発表され、渇水時にはそのパーセントに一喜一憂する地域もあるほどで、四国に住む人にとっては、その名をととても身近に感じられる建造物ではないでしょうか。

早明浦ダムは、吉野川の流れを

- ①貯水して洪水を防ぐ(=治水)
 - ②水の流れを正常に維持する(=治水)
 - ③安定的に水を供給し、発電、農業用水、工業用水、水道用水等にも用いる(=利水)
- という3つの目的のために、造られました。

吉野川は、昔から「板東太郎(利根川)、筑紫次郎(筑後川)、四国三郎(吉野川)」と呼ばれ、「日本三大暴れ川」のひとつに数えられるほど、洪水や水害をもたらしていたのです。その一方で、同じ四国でも水不足に悩み、「山の

向こうに大量の水が流れる吉野川から用水を得られないか」と考えていた地域もあります。ダムを造ってためた水を、山を貫きトンネルを通して分ける「分水」を切望していました。

つまり、吉野川の開発は、治水と利水の両面から四国全域にとっての悲願だったのです。

2. 戦争で開発の足踏み

河川の上流にダムを設けて流れを調整し、洪水による水害を軽減し、さらに水を有効に利用しようとする「河川統制」の考え方は、昭和の初期から提唱され始めました。吉野川では明治時代に「第一期改修工事」として各所に堤防が造られましたが、当時はまだダムを造るという考えも技術もありませんでした。

最初にこの見地から吉野川の調査を始めたのは内務省（現在はない官公庁）です。昭和 13（1938）年には調査が始まりましたが、戦争の混乱があり、すぐに計画を立てるには至りませんでした。

計画が再燃したのは第二次世界対戦が終わって 3 年後のこと。経済安定本部（現在はない官公庁）が中心となり、四国 4 県の行政や電力各社も協力の下、昭和 23（1948）～昭和 25（1950）年に、吉野川総合開発の原型となる計画が立てられ、そこに早明浦ダムの建設が盛り込まれました。

ちょうど同じ頃、各地域の自然条件を考慮し、経済・社会・文化に関する総合的見地から、国土の利用・開発・保全を図る「国土総合開発法」が制定され、日本全体に開発の波が広がります。昭和 26（1951）年には四国においても「四国地方総合開発審議会」が設立され、この議会でさまざまな吉野川総合開発計画案が検討され、昭和 29（1954）年には、一本化した試案がまとめられたのです。



早明浦ダム

3. 県による利害の相違での遅れ

やっと開発の方向性がまとまり、豊かな水流を四国 4 県に安定的に供給する計画が立てられましたが、昭和 30 (1955) 年頃から徳島県で、愛媛県・香川県への水の供給に反対する機運が高まりました。

吉野川周辺では昭和 29 年の大型台風で甚大な被害が出ており、本来ならダムによる洪水調整が急がれるところでした。しかし「大切な郷土の水を、愛媛と香川に分水する上に、工事のために高額を負担金を課せられるのは承服しかねる」という県民感情があり、昭和 31 (1956) 年の 9 月の県議会では、徳島県知事が分水拒否を表明したのです。

このような各県の利害の相違から、吉野川総合開発計画は、再びその歩みを滞らせることになったのです。

4. 審議検討を重ね、決定

四国 4 県の意見がまとまらず開発の機運が低下する中でも、建設省は吉野川の調査を存続していました。昭和 33 (1958) 年に四国地方建設局が香川県高松市に開設されたのを機に、吉野川の治水と利水についてさらに詳細な検討を行い、早明浦ダムを中核とした、独自の「吉野川総合開発計画」の原案も作成していました。

この頃の日本は高度経済成長期にあり、全国各地で、急速に産業基盤の整備が進められました。四国でも、工場誘致などによる経済発展が望まれ、吉野川の水を総合的に活用する総合開発の熱が再び高まって来ました。

昭和 35 (1960) 年には「四国地方開発促進法」が制定され、それに伴い同年に「四国地方開発審議会」が設立されました。昭和 37 (1962) 年には、審議会の中に、吉野川の開発を専門に審議する「吉野川総合開発部会」が設けられました。

この部会の第 1 回部会では、「四国地方開発の中心として早明浦ダムを考えること」、「建設省が作成した早明浦ダムを中核とした『吉野川総合開発計画』の原案について議論すること」を確認。4 県が足並みをそろえて開発に乗り出せるよう、その後も引き続き、各県の各種用水への分配と工事費用の割り振りについて、繰り返し審議と検討が行われました。

四国地方開発審議会の創設から、審議会を 11 回、吉野川総合開発部会を 4 回、技術小委員会を 1 回、吉野川総合開発に関する協議会を 21 回も重ね、6 年後の昭和 41 (1966) 年開催の第 4 回部会で、建設省から提出された最終試案が承認されました。その後、各県議会も最終案を支持。ついに吉野川総合開発計画が決定したのです。



吉野川水系のダム・堰・用水・分水図

5. 吉野川総合開発

「四国は一つ」という認識のもと、四国四県等関係者の協力により、立場の違いを乗り越えた調整により恩恵を受ける地域の悲願であった吉野川総合開発が実現されました。

早明浦ダムを中心とする吉野川総合開発により4県に農業用水、水道用水および工業用水を提供することによりそれまで水不足に苦しめられていた地域をはじめ関連地域の水事情は飛躍的に改善されました。

また、早明浦ダム等により洪水調整を行うとともに、併せて甚大な洪水被害の発生する吉野川下流域では築堤等治水事業が推進され、洪水氾濫の危険性が下げられました。